

平成 27 年 9 月 10 日（木曜日）

平成 26 年度決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

午後1時50分 開会

○議会事務局長（佐藤孝志君） ご苦勞さまでございます。それでは、私のほうからお話をさせていただきます。

南三陸町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である委員が座長となり、委員長の選任までその職務をとり行うこととなります。

本日の出席委員における年長者は阿部 建委員となりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○年長委員（阿部 建君） ただいまより、平成26年度決算審査特別委員会を開催いたします。

南三陸町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である私が委員長の選任までその職務をとり行います。よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の選任の方法はどのように行いますか、発言を求めます。菅原委員。

○菅原辰雄委員 これまで各常任委員長、そして議運の委員長がこういう持ち回りでやってきたので、慣例にのっとり、順番でいうと今回は議運の委員長となりますので、議運の委員長ということまで言わせていただきます。

○年長委員（阿部 建君） 議運、何と言ったのかな。議運の正副……。

○菅原辰雄委員 お名前まで言っていいですか。

○年長委員（阿部 建君） どうぞ。

○菅原辰雄委員 議運の委員長の後藤清喜さんを推薦いたします。

○年長委員（阿部 建君） お諮りいたします。委員長に、後藤清喜君にお願いしたいとの発言があります。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（阿部 建君） ご異議なしと認めます。よって、平成26年度決算審査特別委員会の委員長は後藤清喜君と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって、委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） ただいま委員皆様の互選によりまして、26年度決算審査特別委員長をお受けしました。皆様のご協力をいただきながら、スムーズな決算審査委員会になるよう

に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○年長委員（阿部 建君） 以上で、私の任務を終了することといたします。ご協力ありがとうございました。

○委員長（後藤清喜君） それでは、副委員長の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

副委員長の選任の方法はどのように行いますか、発言を求めます。山内委員。

○山内昇一委員 慣例で、今までと同じように議運の副委員長にお願いしたいと思うのですが、（「名前を」の声あり）佐藤宣明さん。

○委員長（後藤清喜君） お諮りいたします。

副委員長に、佐藤宣明君にお願いしたいとの発言があります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、平成26年度決算審査特別委員会の副委員長は佐藤宣明君と決定いたしました。

ここで挨拶をもって副委員長就任の承諾をさせていただきます。

○副委員長（佐藤宣明君） 決算審査特別委員会の副委員長に選任されました佐藤宣明でございます。

委員長を補佐しながら、いわゆる効率的、効果的な予算審査特別委員会に持っていきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 以上で、選任については終了いたしました。

選任の結果につきましては、議長へ報告をいたし、本会議において議長から報告いただくことにいたします。ご協力ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 皆さん、特別委員会の進め方についてちょっと確認したい旨がありますので、今資料を配ります。それでは、局長より申し上げます。

○議会事務局長（佐藤孝志君） 皆様に今配付していますのは、今回9月定例会における決算認定に係る議事運営ということであります。

直接、今本会議の中で11会計を一括上程いたしまして、提案理由の説明、総括的質疑、それで決算審査特別委員会を設置して付託審査まで終了しています。具体的に正副委員長の報告を議長から本会議で報告していただきまして、委員会という形に諮るわけですが、実質これから特別委員会の決算審査というふうな行為になるわけです。

それで、確認の意味で進め方のほうを説明したいということでもあります。

まず、一般会計につきましては、款ごとに細部説明を置いてあります。歳入につきましては、会計管理者のほうから一括説明をいただきます。その後に、款ごとにご質疑をいただくというふうな運びであります。それから、歳出につきましては、担当課長による説明と同時に款ごとに質疑を行うということで、具体的には次ページのほうに、各一般会計の各款ごとの質疑の項目を書かせていただいております。これにつきましては、昨年と同様の区分、区切りというふうな形になっています。基本的には、進め方そのものは昨年と同様というふうなことであります。

それから、一般会計の討論、採決まで終わりますと、特別会計ということでもあります。特別会計につきましては、1案ごとに上程をいたします。上程後に、細部説明として、同じように会計管理者のほうから歳入について説明、歳出につきましては担当課長よりご説明します。それで、質疑は歳入歳出一括で1案ごとに討論、採決というふうに進めさせていただきます。

それから、企業会計に当たりましては、水道、病院、訪問看護、そこは1案ごとに上程ということで、同じように今度は歳入歳出とも担当課長による説明というふうなことになると思います。それで、収入支出一括で行って、1案ごとに討論、採決というふうに進んでまいりたいということでもあります。その結果が出次第、本会議のほうに戻して再開するというふうな大きな運びでございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいでしょうか、皆さん。前回同様でございます。

一つだけ、基本的に委員会ですと質疑は3回を超えてもいいというようなことでやっておりますが、原則は3回ということでございますので、極力3回でおさめるような方向で進めていただきたいと思います。いや、そいつじゃなくて、そのこともちょっとあれなんですけれども、そうでなくて3回、原則は3回ということ、質問して、再質問、再々質問という意味の3回です。

あと、今出てきた一巡すればまたやってもいいというのは、実はこれも確認したいと思っていたんですけれども、議運でしたほうがいいのかと、今出されたので。実は、以前は一括でやっていたんです、今みたいに款ごとにやっていたのではなくて。その当時、どうも一巡すればやってもいいというようなことで、それが款ごとにやってもそのまま流れてきたのかなという感じが私はしているんですけれども、その辺どうだったか覚えていますか。どうぞ。

○高橋兼次委員　そういうような解釈も成り立つんでしょうが、今までは、前回まではこうやってきたんでしょ。今、ここで突然、そういうふうな理由づけでやるよりも、今回それでもってやって、次に議運でも何でも決めてもらって、どうするかということを決めたい。

○議長（星　喜美男君）　まあ、そうですね。

○阿部　建委員　今、急なところでやってもね。

○議長（星　喜美男君）　そのようなことだと、この次は議運でどうなるかお話しして、今回は一巡すればまたやってもいいということで行うようになると思います。

そのほかに、皆さんからご発言は。どうぞ。

○及川幸子委員　確認なんですけれども、例えば歳入、ここですと1款から始まって、1款の説明をして、そして質疑、討論になるわけなんですけれども、（「討論じゃない」の声あり）討論がないけれども質疑を款ごとにやっていくみたいなんですけれども、1款のときは3回までで、それで2款から8款までは3回までというような区切りでしていくんですか。（「1款で3回」の声あり）

○議長（星　喜美男君）　歳入は一括で説明があって、そして質疑は款ごとにやるんですね。あと、歳出は款ごとに説明をやって、すぐ質疑をするというそういう流れになると。

○及川幸子委員　款ごとの3回までの質疑。

○議長（星　喜美男君）　3回。3回というかも、原則3回ということでした。

○後藤伸太郎委員　今回はいいんじゃないですか、3回。

○佐藤宣明委員　例えば、町税ならば、3回まで挙手して質問できるということですか。

○高橋兼次委員　今のやつは、例えばここからここまでですよ、ここにあるよね。その中でということでしょう。

○議長（星　喜美男君）　それは当然。この中でです、そいつは。

○高橋兼次委員　この中で3回やるとなると、1回のうちの3回はやるというか、その……。

○議長（星　喜美男君）　款の中での3回ということ。3回というか、……。

○佐藤宣明委員　例えば次のページに、2款から8款とありますよね、項目が。この中でいわゆる3回までなんです。

○阿部　建委員　款ごとにね。款ごとに3回までと。

○佐藤宣明委員　区切りごとに。

○議長（星　喜美男君）　はい、そういうことです。

ほかにございませんか。

○菅原辰雄委員 例えば1人で5問も6問もやっていくよりも、3問なら3問でやって皆さん平等に。そうでないと、あと。

○議長（星 喜美男君） ちょっとそれも、今までやってきたから。それもこの次の議運でもって。もともと3問までと決まっていたのが、最近それがあれされてきているから、もう一回それも議運で確認しますから、今回はまあ、いたし方ないということで。

○三浦清人委員 多く発言させるようにしなくてはならないが、口をとめるようなことではだめなんだ。

○阿部 建委員 内容によってだな。

○後藤清喜委員 議長、今言ったように、特別委員会の意味というのは、議論を深めるための特別委員会だから。普通の質疑でやっていいんだけどもさ、特別委員会開いては、論を深めるための委員会だから、ここは委員長にお任せして、（「裁量で」の声あり）うん、委員長の裁量で。

○議長（星 喜美男君） ただ、原則はそうだよ。最初から何回でもいいんだということではどうもずるずるになるから、その意識のこと。

○阿部 建委員 委員会の内容ことは委員長に一任してね。

○議長（星 喜美男君） ほかに、よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、20分からでございます。よろしく申し上げます。

午後2時08分 延会